

富山県後期高齢者医療広域連合告示第14号

議決予算の公表について

令和3年8月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決された次の予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年8月20日

富山県後期高齢者医療広域連合長 角 田 悠 紀



- 1 令和3年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 2 令和3年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第7号

令和3年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和3年度富山県後期高齢者医療広域連合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月20日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

令和3年8月20日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 桜井 森 夫



## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 分担金及び 負担金		146,257	0	146,257
	1 負担金	146,257	0	146,257
2 諸収入		2	0	2
	1 預金利子	1	0	1
	2 雑入	1	0	1
3 繰越金		1	9,351	9,352
	1 繰越金	1	9,351	9,352
歳 入 合 計		146,260	9,351	155,611

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		737	0	737
	1 議会費	737	0	737
2 総務費		145,422	8,608	154,030
	1 総務管理費	145,312	8,578	153,890
	2 選挙費	30	30	60
	3 監査委員費	80	0	80
3 公債費		1	0	1
	1 公債費	1	0	1
4 予備費		100	743	843
	1 予備費	100	743	843
歳 出 合 計		146,260	9,351	155,611

議案第8号

令和3年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）

令和3年度富山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計の  
補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,541,435千円を追加し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,796,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月20日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 角田 悠紀

令和3年8月20日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 桜井 森 夫



## 別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 市町村支出金		28,766,939	0	28,766,939
	1 市町村負担金	28,637,942	0	28,637,942
	2 市町村補助金	128,997	0	128,997
2 国庫支出金		53,567,460	0	53,567,460
	1 国庫負担金	39,344,475	0	39,344,475
	2 国庫補助金	14,222,985	0	14,222,985
3 県支出金		13,742,532	0	13,742,532
	1 県負担金	13,613,534	0	13,613,534
	2 財政安定化基金支出金	1	0	1
	3 県補助金	128,997	0	128,997
4 支払基金交付金		65,055,459	0	65,055,459
	1 支払基金交付金	65,055,459	0	65,055,459
5 特別高額医療費共同事業交付金		30,863	0	30,863
	1 特別高額医療費共同事業交付金	30,863	0	30,863
6 財産収入		1	400	401
	1 財産運用収入	1	400	401

(単位：千円)

7 繰入金		1,892,216	0	1,892,216
	1 基金繰入金	1,892,216	0	1,892,216
8 県財政安定 化基金借入金		1	0	1
	1 県財政安定 化基金借入金	1	0	1
9 諸収入		199,284	0	199,284
	1 延滞金、加 算金及び過料	2	0	2
	2 預金利子	1	0	1
	3 雑入	199,281	0	199,281
10 繰越金		1	4,541,035	4,541,036
	1 繰越金	1	4,541,035	4,541,036
歳 入 合 計		163,254,756	4,541,435	167,796,191

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		645,376	0	645,376
	1 総務管理費	645,376	0	645,376
2 保険給付費		161,441,572	0	161,441,572
	1 療養諸費	154,338,591	0	154,338,591
	2 高額療養諸 費	6,771,930	0	6,771,930
	3 葬祭諸費	331,050	0	331,050
	4 傷病手当金	1	0	1
4 特別高額医 療費共同事業 拠出金		43,450	0	43,450
	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	43,450	0	43,450

(単位：千円)

5 保健事業費		984,856	0	984,856
	1 健康保持増進事業費	984,856	0	984,856
6 基金積立金		1	3,369,927	3,369,928
	1 基金積立金	1	3,369,927	3,369,928
7 公債費		18,500	0	18,500
	1 公債費	18,500	0	18,500
8 諸支出金		21,001	1,171,508	1,192,509
	1 償還金及び還付加算金	21,001	1,171,508	1,192,509
9 予備費		100,000	0	100,000
	1 予備費	100,000	0	100,000
歳 出 合 計		163,254,756	4,541,435	167,796,191

地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号

(予算の送付及び公表)

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。